

研究ノート

南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて(二)

須江隆・小島浩之・津田資久・梅村尚樹・村田岳

はじめに

周知の如く、南宋の洪邁（一一二三年～一二〇二年）が著した『夷堅志』は、当時の日常性や生活の実態、人々の価値観などを解明する上での情報の宝庫である。しかし本書に輯録されている逸話は二七〇〇を超え、その豊富さと多様な内容の故からか、解説には多大な労力と知識を要し、書物自体の全容や逸話の史料性は、ほとんど解明されてこなかった。

そこで我々はその課題に立ち向かい、当時の中国の日常性や生活文化の実態を解明するために、『夷堅志』を如何に史的研究に活用すべきなのか、どうしたら『夷堅志』活用の便をより図れるのか、内外で関心が高まっている『夷堅志』研究を国際的な共同研究として推進するためにはどうすべきなのかという課題を掲げ、十名余りのメンバーとともに『夷堅志』共同研究のプロジェクト「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けた史料性及び全容の解明と情報ツールの構築」¹を

立ち上げるに至った。その最初の成果は、既に「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて(一)」²と題して公表予定になっている。従って、この共同研究の立ち上げに至った経緯や目的及び視点等についての詳細は、こちらの拙稿を参照していただきたい。

本稿はこの『夷堅志』共同研究プロジェクトによる成果の続編である。『夷堅志』支甲巻第一に含まれる五話の訳注稿（原文）【現代語訳】【注釈】【解説】【キーワード】と、それらの各逸話から抽出したキーワード等の情報を一覧表化したものを呈示することをねらいとしているが、あわせて今後の解説作業に資するために、この共同研究プロジェクトで着目する『夷堅志』支志のテキストに関する一考察にも触れることにした³。

本稿の「はじめに」及び「むすびにかえて」の部分と全体の監修は須江隆と小島浩之が、第一節の『夷堅志』支志のテキストについての部分は小島浩之が、さらにそれ以降に示す訳注稿のうち「樓煩道中婦人」（第二節）と「普光寺僧」（第三節）は津田資久が、「劉將軍」（第四節）と「河中西巖龍」（第五節）は梅村尚樹が、「宋中正」（第六節）は村田岳が主に担当した。但し各訳注稿の内容等については、五名の筆者に加え、共同研究の他のメンバーである江川式部、榎並岳史、高橋亨、藤本猛、渡辺健哉による検討も経ていることを申し添えておきたい。

なお本稿では、現存するテキストで原本に最も近いとされる、一九二七年に涵芬樓が出版した張元濟『新校輯補夷堅志』二〇六巻を底本とする、中華書局点校本をテキストとして使用した。ただし、【原文】

に附した句読点については、【現代語訳】に即して若干の変更をしている。

一、『夷堅志』支志のテキストについて

さて、訳注に入る前に、『夷堅志』支志のテキストについて触れておきたい。現存する『夷堅志』の篇目は、前志、初志、正志などともいわれる甲・乙・丙・丁の四志各二十卷、統志や支志と呼ばれる支甲から支戊、支庚、支癸の七志各十卷、後志や三志と呼ばれる三己・三辛・三壬の三志各十卷である（このほか諸書に佚文があるが、ここでは触れない）。現存『夷堅志』のテキストの問題点については、大塚秀高、潘超、張祝平、胡紹文の各氏らに文学や書誌学の見地から専論があるほか⁴、愛宕松男氏など歴史学の側からも言及がある⁵。ここでは、これらの成果を適宜参照しつつ、本訳注稿が対象とする支甲巻を含む『夷堅志』支志の部分について、諸本の継受関係をまとめておくことにしたい。

『夷堅志』は、一九二七年に涵芬樓が出版した張元濟『新校輯補夷堅志』二〇六巻が最も信頼できるテキストであり、本訳注稿が底本とする中華書局点校本もこれに基づく。支甲巻を含む「支志」部分について、張元濟本では三志とともに、袁伯夔が所蔵していた黃丕烈校訂の旧鈔本に依ったとする。「支志」部分は紹熙五年（一一九四年）から慶元三年（一一九七年）の執筆とされ、現存するのは全十志のうち七志で、支己志・支辛志・支壬志を欠いている。

表1 明版『新刻夷堅志』の
巻構成と実際の内容

	現存篇目	新刻夷堅志
前志	甲志	
	乙志	
	丙志	
	丁志	
支志	支甲志	甲集①
	支乙志	乙集②
	支景志 ⁷	丙集③
	支丁志	丁集④
	支戊志	戊集⑤
	支庚志	庚集⑦
	支癸志	癸集⑩
三志	三己志	己集⑥
	三辛志	辛集⑧
	三壬志	壬集⑨

明代には既に『夷堅志』支志は完本ではなく、七志の状態で行っていたようである。明・呂胤昌校訂『新刻夷堅志』は甲から癸までの十巻構成となっているが、内容は『夷堅志』支志のうち残った七志と『夷堅志』三志の合本である。表1に張元濟本を基準に現存の篇目順序を並べ、『新刻夷堅志』の巻構成との対照を示す。ただし、実際の『新刻夷堅志』の巻構成は表中の丸数字の順序のようになっており、己集・辛集・壬集の各巻、すなわち本来であれば支己・支辛・支壬にあたる内容が入る部分に、三志の三己志・三辛志・三壬志の各巻が入り込んでしまっている。

さらに『新刻夷堅志』は、内容的には『夷堅志』支志と『夷堅志』三志の合本であるものの、巻名表記に「支」字や「三」字を欠いているため、見かけ上はあたかも『夷堅志』前志のようにみえてしまっている。現存しないが、胡応麟が万曆十年（一五八二年）に得た鈔本の支志部分も、同じ構成であったという⁸。なお、この『新刻夷堅志』

は、呂胤昌の校訂によるものであることから、中華書局本の校語では「呂本」とされている。

構成からみて、『新刻夷堅志』や胡応麟藏鈔本と同系統に属すると考えられるのが、清・乾隆四十三年（一七七八年）刊の周榮耕煙草堂本（草堂本）で、中華書局本の校語では「周本」とされている。張元濟本では、支甲から支癸までの各篇を十卷ずつに分割しているが、『新刻夷堅志』と草堂本はどちらも篇目内を分割していない。細かくみると、たとえば『新刻夷堅志』と草堂本の甲集（前掲表1のように実際の内容は支甲巻に該当する）は、張元濟本の支甲巻四末尾にある「黃文明」の条項を欠いており、癸集（内容的には支癸巻に該当する）における項目の排列順序も『新刻夷堅志』と草堂本は一致するが、張元濟本はこれとかなり異なっている。ただし、『新刻夷堅志』と草堂本も完全に同じではなく、草堂本は各巻を上下に分割しており、冒頭に呂胤昌校の記載もない。このように草堂本と『新刻夷堅志』は若干相違している部分もあることから、同系統であると思われるものの、実際の継受関係は不明である。

『夷堅志』前志については、静嘉堂文庫に宋刻元修訂本が残存しているが、『夷堅志』支志については元以前の刊本の存在は確認されていない。ただし、清代までは支志部分の宋刻本も若干残っていたという。黃丕烈は宋版の残巻のほかに旧鈔本を所蔵しており、上海図書館所蔵の黃丕烈の校語が入った鈔本（『統修四庫全書』に影印所収）は、袁伯夔がこの旧鈔本を抄写したもので、張元濟本の底本であるという関係で説明されてきた。つまり、旧鈔本の写しが袁伯夔本であり、これが

現在の上海図書館本だという認識である。これに対して潘超氏は、上海図書館本が、黃丕烈により旧鈔本を底本として宋版と草堂本で校訂を施した上で、新たに書き起こされたものであり、袁伯夔抄写本は、ここから校語を参考にして改めて抄写されたものであることを指摘する¹⁰。上海図書館本と袁伯夔抄写本との関係はなお細部の検討を要すると感じるが、方向性としては潘超氏の理解を是とすべきであろう。なお、草堂本と清代に残存していた宋版や旧鈔本との関係は議論のあるところであって、後攻を俟ちたい。

さて、草堂本とほぼ同時期に作られた四庫全書には、前志や三志は無く、支志のうち支甲・支乙・支丙・支丁・支戊の五志のみが収められており、『四庫全書総目提要』によれば、汪如藻家蔵本を底本としているという。大塚氏はこれと黃丕烈藏旧鈔本との関係を推測するが、潘氏はこれを否定している。また、張祝平氏は嘉靖十五年（一五三六年）葉邦榮が刊行した『夷堅志』五十卷本（現所蔵は不明）が汪如藻家蔵本と同系統ではないかと推測する。

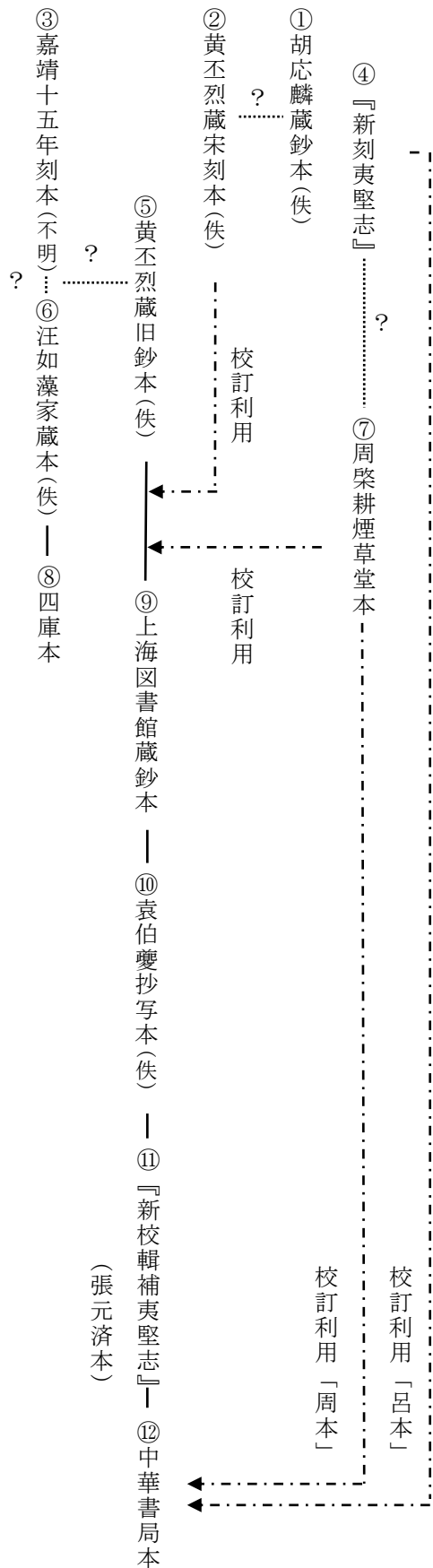
四庫全書文淵閣本は、各篇とも十巻に分かれた五十巻構成で、支甲巻四に「黃文明」の条項もあるから、四庫本は系統的に張元濟本に近い。先行研究の指摘の当否はひとまずおくとしても、乾隆中期に、張元濟本の底本となった『夷堅志』支志以外に、これと近似する別系統の『夷堅志』支志が存在しており、これが四庫本の底本となったことは明らかであろう。

これら諸本の関係を図示すると後掲の図1のようになる。実線は継受関係がほぼ確実視されるもの、波線はその可能性があるもの、一点

鎖線の矢印は校訂利用の関係をあらわしている。潘超氏も論ずるよう
 に上海図書館本から袁伯夔抄写本への継受の段階で、他の校訂が入っ
 ている可能性や、さらに数段階の抄写を経ている可能性もある。また、
 明刊『新刻夷堅志』や四庫本の位置付け、その張元濟本への影響はま
 だ詳らかではない。このように『夷堅志』支志のテキストの相互関係

については未解明の部分が多々あるものの、ひとまずここでは現状で
 分かっていることをまとめて、本訳注の底本である中華書局本の『夷
 堅志』支志の部分が、非常に複雑な継受関係の上で成立していること
 を確認しておきたい。

図1 『夷堅志』支志諸本の相互関係



二、『夷堅志』支甲卷第一「樓煩道中婦人」訳注稿

【原文】樓煩道中婦人

嵐州宜芳縣飛鴛保村民難言、往樓煩縣、中道少憩、逢婦人、素衣高髻、
 年二十許、揖而問曰、「我自樓煩來。欲往嵐州、獨行迷路、不知從何爲

便。」言指示之。將分首、婦人長吁一聲、遂仆地。掖視之、死矣。言就
 邸舍求湯、飲灌救、竟不起。傍人過者見婦人死不明、畏爲己累、執以
 告保伍、遭繫縣獄訊治。雖自誣云殺而取其貲、然僵尸無痕傷、又不能
 供所掠何物。郡遣曹掾明生者審究、呼問言曰、「汝實殺人耶。」對曰、
 「難言也。」明生不悟其姓名、再問之、復然。以爲疑、乃曰、「然則所

謂難言者、非汝耶。」又對曰、「然。」明還郡、具白太守。別選吏啓墳驗之、但得朽木一片於柩中。無從鞫勘、因縱釋使去。言在家事父極孝謹、爲鄉社所重、至是蓋獲天佑云。

【現代語訳】 嵯州の道中で出会った婦人(1)

〔河東路〕 嵐州宜芳県飛鷹保(2)の村民である難言(3)は、嵯州(4)に向かい、途中で小休止していると、白い着物(喪服)で髪を頭上に高く結んだ(社会的地位があると思しき)(5)、年二十くらいに婦人に出会ったが、「その婦人は」胸の前に手を組み合わせて会釈して「わたくしは嵯州(6)から参りました。嵐州(7)の州治がある宜芳県(8)に向かおうとしておりますが、一人旅で路に迷い、どうい道筋で行くのが宜しいのかわかりません(9)。」とたずねた。難言は指さして「行き方を」婦人に教示した。「それぞれの行き先に向けて別れようとした矢先、婦人は(突如)一声を発すると、そのまま地に倒れこんでしまった。〔難言は〕助け抱えて婦人(10)の様子を窺うと、〔すでに〕死亡していた。難言は〔近くの〕旅館(11)に行つて白湯を求め、〔婦人に〕飲ませて救命活動を行ったが、結局、蘇生することはなかった。

傍らを通り過ぎた人は、婦人の死亡(12)の原因がはっきりしないのを目にして、自分が巻き添えになることをおそれ、〔難言を〕捕まえて〔地元の〕保(13)に告発したので、〔難言は嵯州(14)の獄(15)に繋がれて取り調べを受ける羽目になった。〔尋問の苛酷さに耐えられなくなった難言は〕自ら偽つて殺害して彼女の金品を盗つたと言つたが、死体に

は外傷はなく、その上、奪い取った物を何も提出できなかった。〔そこで嵯州の上級官庁である〕嵐州(16)は〔刑〕曹掾(17)の明生という者を派遣して真相究明させることにした。〔明生は〕呼び出して難言に問い質して「お前が本当に人を殺したのか？」と言うと、「難言でございませ(言い難いこと)ございませ(ございませ)。」と返答してきた。明生は「〔難言〕というのが」彼の姓名だとは気付かず「文字通り「言えません」という意味に受け取ったので」、再び難言に問い質したが、同様「の返事」だった。〔明生は〕おかしいと思ったので「そうであるなら、お前が言っている『難言』とは、お前自身のことではないのか。」と言うと、「そうです。」と返答した。明生は嵐州(18)の役所に戻り、知州(19)に詳細に「事件をめぐる難言の犯行に疑義があるとの」報告を行った。「それを受けた知州は、再調査させるため」別に胥吏を選んで派遣し、墓穴を掘り返して婦人の遺体を検屍させようとしたが、一片の朽ちた木が柩の中に確認されただけであった。「そこで」事実調査のしようもないので、「難言を」釈放して出獄させた。

難言は、家では父親に仕えて極めて孝行な上に恭しい態度で、郷里(20)で一目置かれる存在だったので、無罪放免になったのは「天佑を得たからだろう」と言われている。

【注釈】

(1)本巻での見出しは「嵯州道中婦人」であるが、本書目次では「嵯州道上婦人」に作る。

(2)『元豊九域志』巻四、河東路、嵐州宜芳県条には「飛鷹一堡」と

あり、また『宋史』卷八六、地理志二、河東路には「嵐州、下、樓煩郡、軍事。太平興國五年（九八〇年）、以嵐谷隸岢嵐軍。崇寧（一一〇二年）一〇六年）、戸一萬三千二百六十九、口六萬六千二百二十四。貢麝香。縣三、宜芳（中。有飛鳶堡）。合河（中下。有乳浪砦）。樓煩（下。咸平五年（一〇〇五年）、自憲州來隸。）」とある。これらによれば「飛鳶堡」は「飛鳶堡」の訛と考えられる。譚其驥主編『中国歴史地図集』第六冊「宋・遼・金時期」（地図出版社、一九八二年。以下、『地図集』と略称する）一六一―一七頁によれば、州治の宜芳県は今の山西省嵐県の北に、飛鳶堡は岢嵐軍と隣接する宜芳県治の北方にそれぞれ比定される。なお、嘉慶重修『大清一統志』卷一三六、太原府一、関隘、飛鳶堡条によれば「在嵐縣西北六十里乏馬嶺。」とある。

（3）難氏は実在する姓氏であり、『古今姓氏書辯証』卷八、難姓条に「姓苑云、百濟人姓。」とあり、また『広韻』卷一、上平声、難条に「難、又姓、百濟人。」と見える一族である。「姓苑」とは、「何承天姓苑」・「何氏姓苑」とも称される劉宋（南朝宋）・何承天の書であるので、少なくとも百濟系の難氏は、劉宋期までには江南に入っていたことになる。また百濟系の難氏には、唐に帰降したことで中国に入った一族もいる。

右の百濟系との関係は定かではないが、唐代に成った敦煌文献のS二〇五二号「新集天下姓望氏族譜一卷并序」及びB八四一八号「姓氏録」（共に鄭炳林『敦煌地理文書彙輯校注』所収、甘肅教育出版社

社、一九八九年の釈文に拠る）によれば、「婺州東陽郡」（今の浙江省金華市一带）の郡望として挙げられる難氏も存在する。

（4）『元豊九域志』卷四、河東路、嵐州条によれば、樓煩県は嵐州の属県で、「州南八十里。一郷。有白薤山・汾水。」とある。また『地図集』一六一―一七頁によれば、県城は宜芳県の東南に当たる、汾水に面する位置に比定される。

（5）「素衣」は、白い着物で喪服を指す。また「高髻」は、『新唐書』卷二四、車服志に「文宗即位、以四方車服僭奢、下詔準儀制令、品秩勳勞爲等級。……婦人衣青碧纈・平頭小花草履・彩帛縵成履、而禁高髻・險妝・去眉・開額及吳越高頭草履。」とあり、また『宋会要輯稿』輿服四、臣庶服の北宋太宗の端拱二年（九八九年）十一月九日詔（『宋史』卷一五三、輿服志五、士庶人服にも同文）に「婦人假髻並宜禁斷、仍不得作高髻及高冠。」とあり、しばしば「僭奢」として禁じられており、「俗尚高髻、宮中所化也。」（『新唐書』卷九七、魏徵伝）とあることからすれば、宮中の后妃を真似た、貴婦人を模する髪型であることが知られる。

（6）グーグル・アースで検索すれば一目瞭然であるが、宜芳と樓煩の間には山地が存在し、直線的に移動することは困難であり、山中の道を通らざるを得なかったため、不案内で道に迷う難儀に陥ったとみられる。なお、例えば、現代の道路状況を比較的詳しく示している『中国司機行車地図冊』（山東省地図出版社、二〇一一年）等を見ても、山西省嵐県と樓煩県の最短道路は、どちらからも嵐河（清水河）沿いから一度山中の畢家坡を経由する形になっている。

(7) 原文「邸舎」は、『夷堅志』支甲卷八、第一三話「朱諷得子」には科挙の省試のため上京した朱諷が拾った嬰兒を抱いて「歸邸舎」とあり、また同卷一〇、第四話「蔣堅食牛」には日者（占い師）の蔣堅が江南を巡業して占いをを行い「至鄱陽、就邸舎赴卜肆」と見え、いずれも旅館の意として用いられている。これらの用例を踏まえて、この箇所でも同様に解釈する。また邸舎は、邸店・招商店・客邸などとも称せられる。斯波義信編著『中国社会経済史用語解』（東洋文庫、二〇一二年）の「邸店」（二〇四頁）を参照。

(8) 原文「保伍」は、連帯責任を以て五家ごとに組織される郷村の治安維持等に当たる保（小保）を指す。『続資治通鑑長編』卷四〇四、哲宗元祐二年（一〇八七年）八月辛卯（一二日）条には「樞密院言、河北・河東・陝西保甲不一、請並以五家爲保、丁雖多、止作一保、其長・正、合隨家保置。從之。」とあり、少なくともこれ以降、河東路では五家ごとに保（小保）が組織されていると見られる。ただ、これが金代でどのように継承・改変されたのか実態は不明である。

(9) 原文には「縣獄」とあるだけで、宜芳県の獄を指すのか、それとも樓煩の獄を指すのか判然としない。しかしながら、本話の見出しが「樓煩道中婦人」ないし「樓煩道上婦人」とされることから、事件が「樓煩道」で発生したとされ、これが樓煩県界の道中を意味すると思しいこと、また『夷堅志』三辛志卷三、第三話「建昌道店」には「趙彥珍自鄱陽往江西、至建昌境、暮投民居、庭戶極迫窄、埃塵不掃。」とあり、この話の舞台となった建昌県界の道中の「民居」（旅館）を指して「建昌道店」と題されていることを勘案すれば、

ここでの「縣獄」とは、樓煩のそれを指すと見られる。

(10) 原文「郡」は、唐代以降、州の雅称であり、ここでは嵐州の官署を指す。

(11) 「曹掾」とは、州の幕職官であり、ここでは犯罪事件を扱う刑曹の掾官を指す。

(12) 原文「太守」は、州知事である知州の雅称である。

(13) 原文「郷社」は、郷里と同義であるが、ここでは特に難言が居住していた飛鷲保（飛鷲堡）一帯を指すと見られる。

【解説】

本巻の第二話。この一件が発生したとされる時期は特に示されていないが、本巻の第一話「張相公婦人」と第四話「劉將軍」は金・熙宗の皇統年間（一一四一年～一一四九年）のこととされているので、それらに挟まれている本話及び第三話も、同様にその頃に起きた事件として設定されていると考えられる。なお、『金史』卷七二、銀术可伝によれば、北宋の汴城（開封）を陥落させた（一一二六年）北宋・欽宗の靖康元年、金・太宗の天会四年（閏十一月）後に、「攻嵐州拔之」と見えるので、一一二六年末以降に金の支配下に入ったと見られる。

話は、樓煩道中で難言が出会った喪服の年若い貴婦人の死をめぐる不可解な事件を述べたものである。事件の内容はおおよそ①難言と貴婦人との出会いと貴婦人の急死、②難言の取り調べとその釈放、③事後に郷村社会で噂された難言に対する評価の三部から構成されている。とりわけ②の「わたし」と「言えません」という二重の意味を持つ

「難言」の解釈をめぐるやり取りと、事件の再調査を行い難言の命を救うことになるのが「生を明らかにする」という名を持つ「明生」という人物であった、という二か所に説話としての掛け言葉の面白みが込められている。更に言えば、「嵐(山気)」を冠する州で「朽木」の怪が現れ、「煩(わずらい)」「ごとを「樓(あつめる)」とも訓じられる「樓煩」に向かった難言が難儀に遭遇するも、「孝謹」という「宜芳」たる徳により「天祐」に与るとい掛言葉も含意されているのである。

また埋葬前までは誰もが婦人と認識していた存在が、実は朽木が化身したと見られる怪異であったという顛末も、六朝以来の志怪小説を彷彿とさせるものである。これに関連して東晋・干宝『搜神記』(二〇卷本)巻一九、第六話(二〇卷本通算四四五話目)には、孔子の言として、

夫六畜之物、及龜・蛇・魚・鱉・草・木之屬、久者神皆憑依、能爲妖怪、故謂之五酉。五酉者、五行之方、皆有其物。酉者老也。物老則爲怪、殺之則已、夫何患焉。

と見え、古木にも「神」が憑依して「妖怪」になるという認識が見える。ただ、本話での「朽木」と確認された物体が、そもそも古木の妖怪であったものが、その後生命活動を失って朽木となったことを示唆するのか、それとも当初から朽木の妖怪であったことを示唆するのかが、は定かではない。

なお、本話からは、当時の地方における裁判制度の一端が窺える。

【キーワード】

保(堡)、難姓、婦人(女性)、素衣高髻、邸舍、保伍、自誣、州曹掾、天祐、掛け言葉、朽木の怪、地方の裁判制度、旅、交通、孝、倫理観、墓、胥吏の実態、検屍、村民レベルでの儒教受容

三、『夷堅志』支甲巻第一「普光寺僧」訳注稿

【原文】普光寺僧

武城之東、普光寺行童元暉、近村王大葉本作氏。子也。既作僧、爲街坊化士、嗜酒不檢、一意狎遊。年二十五歲、得疾甚惡、還其家。困臥閱一寒暑、昏昏不知人、舉室環泣。少頃、仰首長鳴、頓仆於下。葉本作地。問其所苦、稍能言曰、「腰脊之下、尾骨痛不可忍。」呼瘍醫孔彦璋視之、乃短驢尾自皮膚間崛起。父畏醜狀宣播、急掩其衣、痛愈切、復裸以示人然後止。明日、長尺許。又明日、遍體生毛、首面已肖驢形。數日後、蹄鬣俱備、兩耳翹翹然、哮吼悲鳴、四肢據地卓立、儼成真驢。家人議欲殺之、寺僧云、「不可。此天所以示戒、彰其惡報、以懲後來。如殺之、是逆天背理、將爲君家不利。」於是、畜于厩中而弗施轡勒。驢嘶嘍葉本作鳴。不已、且亂齧人。試舉鞍置前、則聳耳以待、若有喜意。負重致遠、能日行二百里、凡十年方死。

【現代語訳】普光寺の僧⁽¹⁾

〔河北東路恩州〕武城県〔城〕⁽²⁾の東に位置する、普光寺⁽³⁾の行童⁽⁴⁾の元暉は、県城近くの村の王大⁽⁵⁾の息子である。葉本は「大」を「氏」に

作る。「元暉は」やがて僧侶となり、「(京城) 街坊の托鉢役⁽⁶⁾」に任じられたが、酒を好んで慎まず、ひたすらよからぬ遊びばかりしていた。

二十五歳になると、病気になるってたいそう悪化したので、その実家に戻るようになった。「そのまま」寝たきりになって一年を経ると、突然昏睡状態に陥って人事不省になってしまったので、一家揃って「元暉の」周りに集まって号泣した。しばらくすると、「元暉は不意に」頭を起してひとしきり叫び声を上げると、いきなり倒れ伏してしまった。葉本は「下」を「地」に作る。「家族が」元暉に苦しんでいることを問うと、ようやく「腰の下の尾骶骨が痛くて耐えられない。」と言うことができた。「そこで」瘍医⁽⁷⁾の孔彦璋を呼んで元暉を診察させると、なんと短い驢馬の尻尾が皮膚の間から突き出ていた。「元暉の」父親(王大)は「息子の」醜態が「村中に」言いふらされることを警戒して、急ぎ元暉の衣服を「その患部に」被せて隠したが、痛みがますます激しくなったので、「仕方なく父親は」再び「その患部を」素肌のままにして人目に触れさせるようにすると、「痛みは」じきに治まった。「その」翌日、「驢馬の尻尾の」長さは一尺⁽⁸⁾ほどになっていた。更に「その」翌日、「元暉の」全身には「驢馬の」毛が生えてきて、頭も顔つきも驢馬そっくりになってしまった。数日後には、蹄(ひづめ)と鬣(たてがみ)がどちらも備わり、両耳は高く伸び上がって、吼える声は悲しげで、四肢(両手両足)は地面について立ち、まるで本当の驢馬のようになっていた。

家族は話し合って驢馬になった元暉を殺そうとしたが、「その場に」来ていた普光⁽⁹⁾ 寺の僧侶は「なりません。これは天が戒めを示して、

元暉の悪事に対する報いを明らかにし、後世への戒めのためであるからです。もしもこれを殺したら、天意に逆らい道理に背くことになりまますので、あなたの家にとってよくないでしょう。」と言った。そこで「王大の家の」馬小屋の中で飼うことにしたが、手綱とくつわは装着しなかった。「自由にさせたにも拘わらず」驢馬は嘶き叫び続け葉本は「嘸」を「鳴」に作る、その上むやみに人に噛みついた。「逆に驢馬として扱えば治まるかと思ひ」試しに鞍を持ち上げて「驢馬の」前に置くと、耳をそば立てて「人に使役されるのを」待ち、嬉々としているようだった。

「その後、驢馬は」重荷を背負って遠方まで運び、一日に二百里⁽⁹⁾ を行くことが出来たが、およそ十年経った頃に死んだ。

【注釈】

(1) 本話に関する研究には、岡田充博『唐代小説「板橋三娘子」考』(知泉書院、二〇一二年) 第三章「中国の変身譚のなかで」第二節「中国の変驢変馬譚と「板橋三娘子」第一項「応報譚」系」(以下、岡田論文と略称する)がある。岡田論文が既に指摘するように、『夷堅志』丁志卷一三、第一二話「閻四老」も本話と同様、驢馬への変身転生が語られている。

(2) 武城県は、今の山東省武城県に当たり、運河の御河(衛河、永濟渠)に面する。『金史』卷三、太宗紀天会六年(一一二八年)三月己酉(二五日)条によれば、「撻懶下恩州。」とあるので、恩州に属する武城県もこの頃に金の支配下に入ったと見られる。

(3) 明・嘉靖『武城県志』（『天一閣藏明代方志選刊』第四四冊所収、上海古籍書店、一九八二年）卷之下、釈宇志では、釈迦寺・大悲寺・観官寺・浮雲寺・三島寺・童行寺・浄河寺・青竜寺・五台寺・慶林寺・三教寺・臥仏寺・興国寺・石仏寺・正覚寺・崇興寺・清涼寺の名称は見えるが、普光寺の存在は確認されない。本話の語る通りに普光寺が実在したとすれば、廃寺されたか、或いは改名されたこととなる。

(4) 「行童」は、「童行」と同義で、僧尼になることを願って入寺・修行する童子を指す。『慶元条法事類』卷五〇、道釈門、違法剃度、道釈令によれば、宋代では行童（童行）になることを禁じる者として「諸男年十九・女年十四以下、或曾經還俗、或身有文刺、或犯笞刑、或避罪逃亡、或無祖父母・父母聽許文書、或男有祖父母・父母而無子孫成丁、若主戸不滿三丁、並不得爲童行。」と規定されていた。斯波義信編著『中国社会経済史用語解』（東洋文庫、二〇一二年）の「童行」（四〇三頁）を参照。

(5) 「王大」を、葉祖栄分類本（葉本）と文淵閣四庫全書本（四庫本）は、「王氏」に作る。

(6) 原文「化士」は、「化主」と同義で、外出して布施を求めることに専従する寺院の職事僧を指す。袁賓編著『宋語言詞典（宋代語言詞典）』（上海教育出版社、一九九七年）の「化士」・「化主」（共に一二八頁）を参照。

(7) 「瘍醫」は、『周礼』天官冢宰、瘍醫条にある「瘍醫掌腫瘍・潰瘍・金瘍・折瘍之祝藥副殺之齊。」を出典とする語で、身体の外

に現れた腫物等に塗り薬を付けたたり、切除したりして治療する医者
を指す。ここでは市中にいる民間の医師を意味している。

(8) 宋代の一尺は、約三一センチ。

(9) 宋代の一里は、約五五三メートル。従って「二百里」は、約一〇・六キロになる。

【解説】

本巻の第三話。本話について岡田論文（二八三頁）が、

この変身転生は、すべて現世において起こっており、死も冥界も
介在していない。また、驢馬となった元暉が喜んで鞍を載せ、従
順に働くのは、罪を償うために外ならない。いずれもこの部類（津
田註…本話と『夷堅志』丁志卷一三、第一二話「閻四老」が変驢
譚に属することを指す）の応報転生譚としては珍しく、資料とし
て貴重なものを持っている。

と指摘するように、驢馬に死後の転生ではなく現世での変身転生する
ものは、少なくとも現存するこれ以前の志怪説話には見られない。

鳩摩羅什訳『成実論』卷八、六業品には、

又若人觝債不償、墮牛・羊・麀・鹿・驢・馬等中、償其宿債。如
是等業墮畜生中。（『法苑珠林』卷五七、債負篇、引証部所引『成
実論』は「若人負債不償、墮牛・羊・麀・鹿・驢・馬等中、償其
宿債。」に作る）

とあり、前世からの宿業により「驢」に墮とされて転生する事例は挙
げられているが、現世における驢馬への変身転生の意味するところは

判然とはしない。ただ普光の僧の説くところの通りならば、宿業とは異なるが現世での「其の悪報を彰らか」にする報いだとなろう。また同様に前世のことには特に触れられていない「牙僧」(仲買人)をしていたという、閻四老(『夷堅志』丁志卷一三、第一二話)もまた仲買に絡む「悪報」によって驢馬に変じたことが推察される。

なお、驢馬に関しては、『宋書』卷七二、文九王、始安王休仁伝には、前廢帝によって皇族諸王が体型や性質等から「猪王」「殺王」「賊王」などと蔑称されたことが記されるが、東海王劉禕(劉宋文帝の第八子)については、

東海王禕凡劣、號爲驢王。

とあり、「凡劣」という意味を込めて「驢」と称されていることも参考になろう。

【キーワード】

普光寺、行童(童行)、化士(化主)、瘍医、驢馬への現世における変身転生応報譚、寺僧、驢馬

四、『夷堅志』支甲卷第一「劉將軍」訳注稿

【原文】劉將軍

金虜據齊・魯之地、改奉符縣爲泰安軍。其皇統二年、累月不雨。漢兒劉將軍爲守、禱于岱岳、不應、繼致祭龍潭、赫日滋熾。劉怒、令丁夫運石負土、欲填潭使平。夜夢神告曰、「天久無雨、非吾之罪。方今四海

之内、凡一勺之水、則有神主之、吾弗得預。又豈敢上違天律、輒將膏澤耶。幸使君察之也。」劉寤而愈怒。黎明、率千餘卒、益輦土石、設置潭内、比暮、遂平。然到曉復如故。劉了不警悟、但竭人力而爲之。當晝隆熱、寒風倏起、而雷電從潭中出、山阜皆震。吏民懼甚、劉猶督役不已。數日間、暴卒、雨乃沛然。

【現代語訳】劉將軍

金虜(1)が齊・魯の地を占拠し、奉符県を泰安軍に改めた(2)。金の皇統二年(一一四二年)、何か月にもわたって雨が降らなかつた。漢人の劉將軍(3)が知軍となり、雨を降らせるよう泰山に祈つたが(4)、泰山の神はそれに応えなかつたため、次に竜の棲む淵で祭祀を執り行つたが(5)、日差しはますます強くなつた。劉將軍はこれに怒り、人夫に命じて石を運び土砂を背負わせ、淵を埋めて平らにさせようとした。夜、竜神が夢に現れ、「天が久しく雨を降らせていないのは、私の罪ではない。今、天下ではわずかの水にいたるまで、全てこれをつかさどる神がいて、私は関わる事ができません。そのうえ、どうしてことさらに天の決まりに逆らつて、みだりに雨のめぐみをもたらすことができましょうか。どうか知軍殿はこれを理解していただきたい。」と告げた。劉將軍は目覚めるとますます怒りをつのらせた。早朝、千人余りの兵を率い、さらに石や土砂をくるまに載せて淵の中に投げ込み、日暮れ頃には淵はすっかり埋められ平らになつた。しかし次の日の朝になると、埋めたはずの淵がもとどおりになつてた。劉將軍はまったく状況を把握することなく、人力をひたすら投入して淵を埋めさせ

るだけであった。日が高くなって暑さも厳しくなった頃、冷たい風がにわかには起こり、稲光が淵の中から立ち上り、周囲の山や丘が揺れた。官民ともにこれをひどく恐がったが、劉將軍はなおこの作業を行わせ続けた。数日のうちに、「劉將軍が」急死すると、ようやく雨が滝のように降った。

【注釈】

（1）「虜」は漢人から見た異民族の蔑称であり、「金虜」は宋の金に対する呼称としてよく用いられたが、同じ満洲族王朝である清朝によつて言論統制が行われた結果、基本的に用いられなくなった。そのため『四庫全書』では多くの箇所では「金虜」が別の語で言い換えられており、この条でも四庫全書本は「金兵」としている。

（2）奉符県は現在の山東省泰安市で、域内に泰山がある。唐の乾封元年（六六六年）に乾封県となり、北宋の大中祥符元年（一〇〇八年）、封禅のための行幸の最中に奉符県と改められた（『統資治通鑑長編』卷七〇、真宗大中祥符元年十月癸丑条および『輿地広記』卷七）。泰安軍へと改められた経緯については『金史』地理志も含めて史料に乏しく、地方志等でも金初に泰安軍に改められたことを記すのみ（乾隆『山東通志』卷三など）だが、馬純『陶朱新録』には「劉豫改奉符縣爲泰安軍」から始まる文章が見られる。劉豫は靖康の変後、宋から知済南府に任ぜられるも金軍に降伏し、金の傀儡政権として皇帝位に就いた張邦昌が宋に逃亡したことを受けて、その代わりとして、天会八年（一一三〇年）、東平府で帝位に就けられ、国号を

齊とした。北宋時代の北京大名府を都とし、旧開封府や旧応天府を始めとして河南・山東一帯を支配下に置いたが、天会十五年（一一三七年）に金が汴州に行台尚書省を置くにおよんで齊は廃され、山東地方を含めて正式に金の統治に移行した。本条冒頭の「金虜據齊・魯之地」とは、劉豫の傀儡政権が齊魯地域を占拠したことを指し、その統治の間に奉符県が泰安軍に昇格したことを意味するであろう。なお『陶朱新録』は紹興三十二年（一一六二年）の序が付されており、『四庫提要』に「載する所、皆宋時の雜事にして大抵怪異に涉ること十の七、八。亦洪邁夷堅志の流なり。」とあるように、「夷堅志」と同じく怪異譚を多く含んだ異聞集である。

（3）「漢兒」とは異民族治下の漢人のことを指す。劉將軍については未詳。

（4）地方官が天候の安定を祈ることは古くから行われており、中でも雨乞いに相当する「祈雨」は多く記録されている。雨を祈る対象となる神は多岐に渡り、西晋武帝が咸寧二年（二七六年）の旱魃の際に「社稷山川」に祈った事例は、雩祀（国家祭祀としての雨乞い）の古い典拠とされている（『晋書』卷一九、礼志上）。唐の顕慶礼によれば、都が旱魃になると、まず北郊で岳鎮海瀆に祈雨を行い、その後社稷と宗廟に祈る規定となっていて（『旧唐書』卷二四、礼儀志四）、宋代は基本的にこれを踏襲したが、唐宋時代には地方で行われた祈雨の記録も多く見られるようになる。とくに山川の神の最上位に位置する五岳四瀆は、単なる地方祭祀のみならず、皇帝の命令によつて官が派遣されて祈りを捧げられる存在であった。「岱岳」

は泰山のことを指し、五岳の中でも特に重視され、秦始皇帝以来、封禪の行われる場となったほか、多くの皇帝が泰山に巡幸を行って祈りを捧げている。唐の開元十三年（七二五年）には「天聖王」に封ぜられ（『旧唐書』卷二二、礼儀志三）、北宋の大中祥符四年（一〇一一年）には「天齊仁聖帝」の帝号が加えられたが（『宋史』卷一〇二、礼志五）、これらは唐玄宗および宋真宗が封禪を行ったことによる。泰山を始めとする岳鎮海瀆に対する常祀（毎年定例の祭祀）は、唐初期に規定されて以後国家の定制となったが、一方で、周辺地域に赴任した地方長官にとっても泰山は祈りを捧げる重要な対象であった。とくに泰山に雨乞いの祈りを捧げた例として、北宋熙寧年間に曾鞏「泰山祈雨文」（『元豊類稿』卷三九）があり、これは曾鞏が知齊州だったときの文章である。

(5) 古くから竜は、雲をおこし雨を降らせる存在と認識されており、『経書』では『易』乾に「雲從龍」とあり、また『春秋左氏伝』桓公五年秋にも「龍見而雩」と見える。北宋の咸平二年（九九九年）には、唐の李邕の著した「雩祀五龍堂祈雨法」を全国の諸路に頒布するよう詔が下されており、これは地方長官が、城内の有名な山川・宮觀・寺廟に祈りを捧げるもので、その法によれば、地を選んで壇を作り、土で青竜を作った後、三日間齋戒して竜の居所に行き、食べ物などを捧げて祈り、もし十分な雨が降ったなら竜を水中に送る（土造の竜を水中に沈めることか？）という（『宋会要輯稿』礼一八之五）。また景德二年（一〇〇五年）には「畫龍祈雨法」が詔として頒布されておき、これは水の溜まった深い洞穴に酒や肉を供え、壇を築い

て竜の絵を描き、そこに犠牲を捧げる方法で、やはり十分に雨が降ったら竜の絵を水中に投げ入れるという（『宋史』卷一〇二、礼志五）。実際に、例えば竜神に祈雨を行った宋祁の「里社龍神祈雨文」（『景文集』卷四八）があり、また陳襄「祈雨祝文」（『古靈集』卷一九）には犠牲や酒を「龍壇」に置いたことが書かれていて、これらに類する祈りを地方官が行っていたことが確認できる。

【解説】

本巻の第四話。本話は、金朝治下の泰安軍で「漢兒」（異民族治下の漢人）の劉將軍が旱魃に対応しようとして失敗した逸話である。地方長官たる劉將軍は、雨乞いの祈りを捧げるため、まずは岱岳（泰山）に祈ったが、泰山の神は祈りに応えず、次いで竜神に祈ったがやはり効果がなかった。この行為は注(4) (5)にも示したように、地方官としての北宋以来の正当な手続きであったが、そこに竜神が夢に現れ、より上位の「天」の決まりによって雨を降らせることができないことを告げた。これに対して劉將軍は、淵を人力で埋めさせるという、竜神に対する脅迫行為によって雨を降らせようとしたが、竜神はこれを受け入れず、かえって劉將軍を死に至らしめ、そうしてようやく雨が降ったのである。ここで劉將軍は天の意志に逆らう地方官として描かれ、その暴虐は逆に神々の怒りに触れて、結果として旱魃を長引かせたことになる。

舞台上に設定された皇統二年は、南宋の紹興十二年であり、宋金和議の成立した翌年に相当する。泰安軍は、漢人ながら金の傀儡となった

劉豫がしばらく治め、金の統治へと移行した後、この和議によって宋も正式に金の統治を認めることとなった。そこに赴任した漢人の将軍が神々を蔑ろにし、ついには命を落とすこととなる筋書きは、宋を離反して金の支配を受け入れた漢人の末路を暗示させるものとも考えられる。

ちなみにこの時期に該当する紹興十二年六月乙丑の記事として、『建炎以来繫年要録』巻一四五には次のようにある。

上、大臣に謂いて曰く、「近日、雨澤霑足し、歳事に望有り。誠に喜ぶべし」と。秦檜曰く、「此乃ち聖徳感召し和氣の致す所なり」と。上曰く、「天人相因り、朕、人事に於いては敢えて怠らずと雖も、歳事に至りては則ち常に功を天に歸するなり」と。

ここでは、雨が十分に降ったことを、皇帝高宗の徳に天が応じてくれた結果として述べられており、祈雨とその成否は、「天」と「人」との関わりによるものであることを示唆してくれる。

【キーワード】

金占領下の華北、旱魃、祈雨、泰山信仰、竜神、夢、劉豫、地方長官、天人相関説（天譴）

五、『夷堅志』支甲巻第一「河中西巖龍」訳注稿

【原文】河中西巖龍

虜皇統中、河中府大旱、太守李金吾祈禱未效。聞巖西寺僧慈惠戒律精

高、爲緇徒所仰、乃往請之。僧曰、「老身無以動天地、但毎日說法之時、必有一老叟來聽講。莫知所從來、疑爲龍也、當試扣之。須金吾明旦至此、潔誠以待。」李曰、「諾。」如期叟至、李正從僧語、望其入寺、既焚香設席、命左右掖之、再拜致詞。叟驚、止之曰、「使君屈膝于山翁、敢問何以。」李曰、「亢陽爲災、五種呂本作穀。不入、呂本作熟。萬民將無以生。願龍君慈仁、亟下甘澤。當肇建祠宇、歲時奉祀、以彰顯大神之威靈。惟神念之。」叟無言、頃輦蹙而嘆曰、「噫。泄吾天機者師也。吾死無日矣。」遂告李曰、「使君勿憂。誓以死報。」又顧僧曰、「吾今以師故獲罪上穹、立呂本作定。降誅罰。吾即死、尸墜于地、然不出此境中。乞爲作證明、使合郡民爲行壇七晝夜。庶幾藉此功德可獲超昇。」僧許之而去。于是一雨三日。外邑虞鄉報有死龍墮山下、李盡率士庶召浮屠千人詣其處、築壇場、延慈惠演法。事畢、龍見于空、作人言謝曰、「吾雖蒙天誅、而賴法力救助、乘無上妙因、得爲菩薩龍矣。」李爲建廟、請額於朝、且名其地爲「蒼龍谷」。唐小説載釋玄照講『法華經』於嵩山、有三叟日來諦聽、自言是黑龍。照以天旱、令降雨、叟曰、「雨禁絕重、儻不奉命擅行、詬責非細。唯孫處士能脫弟子之禍。」照爲謁孫思邈致懇、是夜千里雨足。三叟化爲獺、匿于孫所居後沼、遣使者捕執、孫使解而釋之。事頗相類。

【現代語訳】河中西巖龍の竜

金虜の皇統年間（一一四一年～一一四九年）、河中府¹がひどい旱魃に見舞われ、知府の李金吾²は雨乞いの祈禱を行ったが、効果がなかった。（李金吾は、³巖西寺の僧慈恵⁴が戒律に精通し、僧たち

に尊崇されていると聞き、そこで慈恵のもとを訪れ、祈禱を行うようお願いした。慈恵は「年老いた身ゆえ天地を動かすことはできないが、毎日説法を行う時に、必ず一人の老人が聴講しに来ている。どこから来るのかわからないが、ひよっとしたら竜の化身かもしれないので、試しに教えを乞うべきだ。ぜひとも金吾殿は明朝ここに来たら、誠意を尽くしてその老人を迎えるがよい。」と言った。李金吾は「承知しました。」と言った。予定通り老人がやって来たので、李金吾は慈恵の言葉に従い、老人が寺に入って来る様を見ると、香を焚いて席を設え、左右のものに命じて老人の手を取って支えさせ、再拜して挨拶をした。老人は驚き、李金吾をとどめて、「山奥の老体に知事殿が膝を屈するのは、敢えて問いますが、なぜでしょうか。」と言った。李金吾は、「日照りが旱災を引き起こし⁽⁵⁾、作物は収穫できず、万民は生きるすべを失おうとしております。どうか竜君の慈悲と仁愛によって、すぐにも恵みの雨を降らせてください。さすれば必ずや竜君のために祠宇を建て、毎年決まった季節には祈りを捧げ、大いなる神の威霊を顕彰するでしょう。どうか神にあらせられては、これをご考慮頂けますように。」と言った。老人は無言であったが、しばらくすると顔をしかめて嘆き、「ああ。私の秘密を漏らしたのは師（慈恵）であろうよ。私は死ぬまでにもう日があまりない。」と言った。かくして李金吾に「知事殿、心配されるな。私の死をもってそなたに報いると誓いましょう。」と告げた。さらに慈恵の方を向いて、「私は今、師のために罪を天帝に得ることになったので、たちどころに誅罰を降されるでしょう。私もし死んだならば、その屍は地に墮ち、この世界から出られなくなっ

てまいます。どうか私の行いを証明するため、府民を挙げて壇を築き、七昼夜にわたって祈りを捧げさせてください。そうすればこの功德により、天界へと特別に昇ることが許されましょう。」と言った。慈恵はこれを許可して去った。すると雨が降ること三日にわたった。河中府に属する虞郷県⁽⁶⁾から、死んだ竜が山のもとに墮ちたとの報があり、李金吾は士人と庶民をみな率い、仏徒千人を召してそこに行き、壇場を築き、慈恵を招いて儀式を執り行った。儀式が終わると、竜が空に現れ、人の言葉で感謝して「私は天誅を受けたけれども、法力によって助けられ、無上の妙因⁽⁷⁾によって、菩薩竜となることができました。」と述べた。李金吾は竜のために廟を建て、廟額を朝廷に要請して⁽⁸⁾、さらにその土地を「蒼竜谷」⁽⁹⁾と名づけた。

唐の小説には以下のような話が載せられている⁽¹⁰⁾。釈玄照⁽¹¹⁾が『法華経』を嵩山で講じていると、三人の老人が毎日やって来てその講説に耳を傾けていて、自ら黒竜であると言った。玄照が早魃つづきで雨を降らせてもらおうとしたところ、老人たちは「雨を降らせることに関する禁令はとても重く、もし天帝の命なく勝手に行えば、厳しく責められてただではすみません。孫処士だけが私ども弟子の禍を除くことができただけです。」と言った。玄照はそのため孫思邈⁽¹²⁾のところに行き懇ろに拝謁すると、この夜、千里四方に雨が行き渡った。三人の老人は川獺（カワウソ）に姿を変えて、孫思邈の住む所の後ろにある沼に匿われていたが、天帝の使者が来て彼らを捕らえようすると、孫思邈は縄を解かせて釈放した⁽¹³⁾。この二つの出来事はとてもよく似ている。

【注釈】

- (1) 河中府は現在の山西省永濟市付近。秦代より河東郡に属し、魏晋南北朝時代には秦州、雍州などが置かれ、北周武成二年（五六〇年）に初めて蒲州が置かれた。唐の開元八年（七二〇年）に蒲州は河中府に改められ、その後、河東郡あるいは蒲州に改められた時期もあるが、五代から北宋では河中府が置かれた。金は当初北宋を継承したが、天会六年（一一二八年）に蒲州へと改め、天徳元年（一一四九年）に再び河中府としている。本条では早魃を皇統年間（一一四一年～一一四九年）としており、この時期には河中府ではなく蒲州が置かれていたことになる。そのため本条の舞台は早魃後の天徳年間頃であるか、もしくは逸話伝承の過程で河中府とされたか、のいずれかと考えられる。
- (2) 李金吾は不詳。金吾は、皇帝や大臣の護衛および儀礼の警護を主要な職務とする武官で、漢代には執金吾、隋唐代には金吾將軍などが置かれた。宋代には官司として左右金吾司や左右金吾街司、武官として左右金吾衛上將軍以下の將軍職が置かれている。金は概ねこれらを踏襲している可能性が高く、『金史』儀衛志にしばしば見られるほか、『金史』卷五五、百官志一には、金吾衛上將軍の武散官が見られる。なお、同卷一二六、文藝下、李獻能伝には「李獻能字欽叔、河中人。先世有爲金吾衛上將軍者、時號『李金吾家。』」とあり、金吾衛上將軍に任ぜられた者を出した家が、それにちなんで「金吾家」と呼ばれていた事例もある。
- (3) 本条の題は「河中西巖龍」とするが、本文では「巖西寺」とする。
- いずれにせよ詳細は不明であるが、寺院の名称としては「西巖」の方が一般的であり、例えば山西の潞安府（雍正『山西通志』卷一六九、隋開皇年間建）や浙江の金華府（『大明一統志』卷四二）など、各所に確認することができる。本文は「西巖寺」を誤った可能性も考えられ、四庫全書本では「西巖寺」と改められている。
- (4) 僧慈恵は未詳。
- (5) 「亢陽」は元来『易』乾の上九（易の卦を構成する六本の爻のうち、最上部の爻が陽である）を指し、これは陽の気が最も強い状態を示す。転じて夏の旱害のことを指す。
- (6) 虞郷県は河中府に属する県。漢代の解県の地で、北周の保定元年（五六一年）に初めて置かれ、以後、隋から金にかけては蒲州または河中府に属した。元代に廃されたが、清代に再び置かれ、現在は解県と統合されて解虞県となっている。原文の「外邑」は府州庁の置かれた附郭県以外の県を指す。
- (7) 妙因とは悟りを開ききっかけとなる修行のこと。これを果たすことによつて菩薩になることができる。
- (8) 祈雨に際して、地方官はまず岳鎮海瀆のような高い神格を持つ自然神に祈るが、ほかに有力な祠廟寺觀の多くに祈りを捧げる規定となっていた。例えば熙寧元年（一〇六八年）の記事に「諸路の神祠・靈跡・寺觀、祀典に係らずと雖も祈求に應有る者、並びに州縣に委ねて官を差し潔齋致禱せしむ。」（『宋史』卷一〇二、礼志五）とあるように、過去になんらかの靈験があつた祠廟寺觀は祀典に記載がなくとも祈雨の対象とされた。祀典とは王朝国家が認定した正

式な祭祀をまとめたもので、祠廟の場合、祀典に記載されると正祠としてその正統性が認められ、逆に記載されない祠廟は時に淫祠として弾圧されることもあった。靈験を顕した祠廟は、地方官によって額を賜るよう朝廷に申請されることがしばしばあり、こうして賜額された廟は朝廷による認可を経たことを示し、同時に封号を賜与されることとなる（須江隆「唐宋期における祠廟の廟学・封号の下賜について」『中国—社会と文化』九、一九九四年）、松本浩一『宋代の道教と民間信仰』（汲古書院、二〇〇六年）第一章および第三章第一節などを参照）。祀典に記載されれば王朝による保護を受けることとなり、地方志などにも記載されて後世まで伝わることも多い。

(9) 蒼竜谷は雍正『山西通志』卷二四、山川八、蒲州府、永濟県に記載があり、「在縣東南十五里、中條山陰之中麓。『名山記』作「蒼龍」。舊志作「蒼陵非」。劉致、孫氏先塋碑「殿試君攜家、違難中條山之蒼龍谷。」と書かれる。劉致は同書、卷一六一に伝があり、元代の河東の人なので、少なくとも元代からこの地に蒼竜谷と呼ばれる地名があったことになる。またその近くには神竜潭と呼ばれる水源があつて、卷二四には「神龍潭、在縣東南十五里太谷村、乃中條山水谷口也。其旁有谷口泉・蒼龍谷口泉、胥入黄河。」と書かれる。永濟県は河中府の附郭県であり、虞郷県はその東に隣接していることから、本条に見られる伝説と、地方志に現れる蒼竜谷は関連している可能性が高い。

(10) 『太平広記』卷四二〇、竜三「釋玄照」に見られる逸話で、唐末

五代の道士である杜光庭（八五〇年〜九三三年）が著した『神仙感遇伝』を出典とする。

(11) 釈玄照は未詳。

(12) 孫思邈（？〜六八二年）は、京兆華原の人で、隋から初唐にかけての医者、道士。医術のみならず、老荘思想や仏典にも通じ、隋文帝や唐高宗らに仕官を命じられるも、応じなかった。その主著『千金方』および『千金翼方』は、当時の臨床医学の集大成とされる。『旧唐書』卷一九一および『新唐書』卷一九六に伝がある。

(13) この箇所は「釋玄照」の逸話では、おおよそ以下のようなあらすじとなっている。一人の骨格が尋常でない者が裏の沼の畔にやって来て水を凍らせると、池から三匹のカワウソが出てきたので、この人はこの三匹を赤い縄で縛りあげて連行しようとした。孫思邈はその人と呼んで、三匹のカワウソのために弁解をし、天帝にも伝えて赦しを請うて頂きたいと述べると、この人はすぐにこの三匹を釈放し、縄を持って帰って行った。

【解説】

本巻の第七話。金の皇統年間（宋金和議成立直後の時期にあたる。南宋側の記録によれば、紹興十五年（一一四五年）、金の皇統五年）七月の記事に「金國旱し、飛蝗日を蔽う。詔して民租を蠲せしむ。」（『建炎以来繫年要録』卷一五四）とあり、金での旱害と、それに関連して南宋で租の減免が行われたことが窺える。本条の河中府の旱魃との関連は不明であるが、金での大規模な旱魃は、南宋にも直接、間接の影響

響を与えた可能性を示唆するものであろう。本条の逸話では、河中市の知府となった李金吾が、地方官の職務として雨乞いの祈祷を行ったものの効果がなく、高德の仏僧である慈恵に助けを求めた。慈恵は自ら雨を降らせる力はなかったが、竜の化身に心当たりがあり、李金吾にそのことを伝え、竜の化身に雨を降らせるよう依頼したところ、竜は自らの命をなげうって雨を降らせたのである。前掲の「劉將軍」の逸話と同様、雨は天帝によって司られており、竜は天律に違反して雨を降らせたため、天帝に罰せられて命を落とすのであるが、李金吾と慈恵の行った祈りによって仏教世界での功德を認められ、菩薩竜となることができたという。ここでは、伝統的な儒教による祈りは天帝に通じず、儒教世界の規律を犯して罰せられた竜が、仏教世界で徳が認められ、再び天に昇ることとなっており、仏教世界は儒教世界と異なる秩序を持ちながらも、それを補う存在として描かれている。本条の末尾で触れられる『太平広記』所載の「釋玄照」でも類似の構造が見られる。孫思邈は生涯仕官せず、道士として儒教の外にある様々な術を学んだ人物であり、勝手に雨を降らせたことで天帝の怒りに触れた竜を匿い、天帝の使者に対して弁明を行って、その処罰を免れさせた。ここでも外部から儒教の秩序に干渉しており、天帝を頂点とする秩序とは別の神々の世界があることを窺わせる。一方、地方官である李金吾は竜に対して、雨を降らせてくれれば廟を建てることを約束し、事後には朝廷に賜額を願い出ている。こうして雨を降らせた竜は、王朝の公認する神々の秩序の中に組み込まれ、後世まで人々の信仰を集める存在へと昇華した。つまり地方官による統治は、複数の神々の世界

を柔軟に横断して行われるものだったと言える。なお現在確認できる明清時代の地方志からは、この時に建てられた廟を直接確認することはできないが、注(9)に述べたように、本条の逸話との関連が強く疑われる地名が存在している。おそらくこの逸話のもととなった出来事が実際にあったのだろう。

【キーワード】

祈雨、仏僧、竜、賜額、道士、旱魃、天帝、雨乞いの儀礼、竜の化身、地方長官

六、『夷堅志』支甲卷第一「宋中正」訳注稿

【原文】宋中正

魏人王員外以納粟得州助教、家富而性狠戾自暴。出遇神祠、未嘗加敬、或指而詈侮。虜亮正隆初、有士人通謁、曰宋中正。既進見、爲縱陳禍福、其言似涉譏戒。王不悅、答之曰、「天生德于予、禍福其如予何。」客曰、「君恃力懷諫、匪朝伊夕。熒惑眞君將不日臨君家、速禳之、尚可免戾。」王曰、「使禍可禳而去、則福亦可禱而來。子勿以不根之辭誑惑於我。」客咄咄不已、王叱遣之。經旬、又一客、緋衣、亦稱姓宋、與王語如中正之辭。王曰、「旬日前一宋秀才相訪、意欲相恐脅、吾固拒不聽。君豈其黨邪。吾平生直心、於鬼神之事無所畏敬。君衣朱衣而姓宋、得非熒惑之精乎。」復叱之。其人出外、仰天大呼、即有塊火從空飛下、衆爭赴救。王猶鴟張大言曰、「不足救也。此不過能熬廬舍耳。」俄頃火焰

旋轉、散爲數十炬、王屋邸無遠近、一切蕩然。金玉堅白、俱爲煨燼。其居之側、故有火星廟、略無所損。

【現代語訳】

魏⁽¹⁾の人である王員外⁽²⁾は納粟により州助教の官を得た人であり⁽³⁾、家は裕福ではあったもののその本性は凶悪残暴で自分を粗末に扱う人であった。外出して神祠に遭遇したとしても、特に敬うことなく、指さして侮蔑の言葉を投げることもあった。金虜海陵王の正隆年間(一一五六年～一一六一年)の初め⁽⁴⁾、士人でお目通りを願った者がいて、宋中正といった。面会してみると、遠慮なく禍福について述べ、その言葉は非難や警告に近いものがあつた。王員外はこれを聞いて不愉快に思い、宋中正に答えて、「私は天から徳を授かっているので、禍福ごときには影響を受けない。」⁽⁵⁾と言つた。宋中正は、「あなたは自らの力を恃んで諫言を聞かないこと、日常茶飯事です。

熒惑真君(火神)⁽⁶⁾が近日中にはあなたの家にいらつしやるだろうが、速やかに火神を祀つて災いをはらえば、なお災厄を免れることができるとでしょう。」と言つた。王員外は、「禍が神を祀つてはらい去れるのであれば、福も神に祈れば到来するはずだ。⁽⁷⁾あなたは根拠のない言葉で私を欺き惑わすことはしないでいただきたい。」と言つた。客人は強いけんまくで責め続けたので、王員外は叱りつけて彼を追い払つた。十日経つて、また一人の客があつたが、朱色の服をまとい、やはり姓は宋だと名のり、王員外に宋中正の発言通りに告げた。王員外は、「十

日前に宋秀才⁽⁸⁾というものが訪問し私を恐れおののかせようとしたが、私は勿論、拒絶して従いませんでした。あなたはその一味ではないか。私は日頃から疚しいところもないので、鬼神に対しても畏れ敬うようなこともない。あなたは朱色の服を着て姓が宋となると、さては火星の精なのであろうか。」と言つた⁽⁹⁾。「王員外は」再び客人の宋を叱りつけた。その人が邸宅の外に出て、天を仰いで大声で呼びかけると、たちまち火の塊が空から降ってきたので、人々は争つて火を消そうと走り回つた。王員外はそれでも傲岸にほらを吹いて「火消しするまでもない。こんなのはせいぜい小屋を焼く程度に過ぎない。」と言つた。瞬く間に火炎は旋回し分かれて数十となつて「降りそそいだので」、王員外の邸宅はどこもかしこも、一切跡形もなくなつてしまつた。「王員外が所有していた」黄金や珠玉は堅くて穢れのないものだが、すべて灰燼に帰した。彼の邸宅の側には、もともと火星廟⁽¹⁰⁾があつたが、ほぼ損傷することはなかつた。

【注釈】

(1)魏は地理的には現在の河南省一帯を指し、歴史的には主として戦国時代に同地域を支配した国名を指す。本条の舞台は具体的には不明であるが、戦国時代の魏の都であつた大梁は北宋期の都の開封府であるため、魏と宋は地理的・歴史的に近い関係にある。

(2)王員外については未詳。ただし本文及び後注(3)にあるように、

納粟により買官した人物なので、土地の富民であつた可能性が高い。

(3)金代の州助教について判然としないが、宋代と大きな差異はない

と考えるならば、ここにもある通り、州助教は主として納粟等によって得られる官である。納粟についての先行研究としては魏美月「宋代進納制度についての一考察―特にその勅令の沿革表を中心に」(『待兼山論叢(史学篇)』七、一九七四年)があり、ここでは、災害・国防対策、倉貯といった理由から来る「緊急の財政需要」に対応する臨時の措置として、銭や穀物等と引きかえに官を売りだしたことで、主として無品の流外官(例えば文学・助教・進武副尉など虚名である未出官)や品官の従九品が引きかえの対象となっていたこと、冗官の原因となつたために批判を受けていたこと等が述べられている。史料上では契丹との緊張が高まっていた景德二年(一〇〇五年)に河北で二千石から二千五百石で州助教の官を与えていた記録(『統資治通鑑長編』巻五九、同年二月甲申条)や饑民への賑給および常平倉の糶本とするために州助教等の勅告が売りだされた記録が見える(『統資治通鑑長編』巻二五四、熙寧七年七月戊申条)。

(4) 正隆年間(一一五六年〜一一六一年)とは海陵王の最後の年号であり、南宋の年号でいえば紹興二十六年から同三十一年にあたる。この正隆年間には宋金関係に大きな変化が起こつた時期である。すなわち紹興二十五年(一一五五年)十月に宋金和平の立役者であつた秦檜が死去、「金國頗疑前盟不堅。」(『建炎以來繫年要録』巻一七二、紹興二十有六年三月丙寅条)となる一方で、宋側も東平府進士の梁勛が「金人必擧兵、宜爲之備。」と上書するなど(『建炎以來繫年要録』巻一七二、紹興二十有六年三月乙丑条)、両国関係は新たな局

面を迎えた。そして正隆六年(南宋では紹興三十一年)に海陵王は和議を破り、対南宋戦争を開始したが失敗に終わる。このように正隆年間初めとは宋金関係が破綻に向かい始めた時期であるため、本条の舞台をこの時期に設定した理由もこのことを暗示したかったからだと思われる。

(5) 『論語』述而「子曰、天生德於予。桓魋其如予何。」に拠る。孔子が宋に行った際に、司馬の向魋が孔子を殺そうとした。その時に孔子が発した言葉がこれである。王員外は自らを孔子になぞらえており、ここからも不敬な王員外といった印象を与える構造となつて

いる。

(6) 煥惑真君は、火徳真君のことで、五徳星君の一つ。『宋史』巻一〇三、礼志六に、「建中靖國元年、又建陽德觀以祀煥惑。」とあり、『宋会要輯稿』礼一九之一五、紹興十八年(一一四八年)五月四日に「禮部侍郎沈該言：先朝建陽德觀、專奉火徳、配以闕伯、而祀以夏至。」などとあるように、火徳の王朝である宋朝はこの神を国家祭祀の対象としていたことが分かる。後注の(9)、(10)も参照のこと。

(7) 張九齡『曲江集』巻一九、大唐金紫光祿大夫行侍中兼吏部尚書弘文館學士贈太師正平忠憲公裴公碑銘并序(裴光庭碑)「使禍可禳而去、則福可祝而來也。」に拠る。『新唐書』巻一〇八、裴行儉傳附伝光庭にもあり。唐代の開元年間(七一三年〜七四一年)、天文官が凶兆を報告し、禍を祓うことを請うた際の裴光庭の言葉である。

(8) 秀才とは唐代では秀才科、宋代では進士のことを指す場合もある

が（高承『事物紀原』巻三）、ここでは知識人一般を指す名称として用いられている。

（9）宋朝は『続資治通鑑長編』巻一、建隆元年（九六〇年）三月壬戌条に「有司言國家受周禪、周木德、木生火、當以火德王、色尚赤、臘用戌、從之。」とあるように、建国当初より火徳の王朝であると規定していた。火徳であるため、色は赤を貴ぶ。ここでの王員外の言葉は、宋中正が単なる人間ではなく、火徳を体現した存在（さらに言えば宋朝そのもの）であることを指している。

（10）火星廟、火徳真君廟とも称される。前注（9）で述べたように宋朝は自らを火徳の王朝であると規定していたため、前注（6）にあるように火徳真君を國家祭祀の対象としていた。その火徳真君を祀った場所が火星廟である。また『宋会要輯稿』礼四之二、紹興七年（一一三七年）六月二日に「古之火正、蓋火官也。帝嘗則有祝融、陶唐則有閼伯、掌行火正、以順天時。後世尊爲火祖、配祭火星。」および前掲同書、礼一九之一五、紹興十八年（一一四八年）五月四日にもあるように、帝堯の時代の火正、すなわち天文官であった閼伯が配祀されることもあった。

【解説】

本巻の第十話。本話の主題となっているのは不敬な王員外（すなわち金朝に従った漢人）を、火星廟の火神が懲らしめる、というものである。

宋朝は火徳の王朝であり、火神を祀っていたが、本条ではこの火神

が登場する。一度目の警告は宋中正によるもので、熒惑真君の名前を出して王員外を諫めるが、王員外は耳を貸さなかった。二度目の警告はやはり宋を姓とする人物の口を借りて行われるが、この時の王員外の「あなたは朱色の服を着て姓が宋」という言葉は、この人物が宋中正と関連があることを疑う言葉であるが、同時に火徳である宋朝を体現していることを暗に示している。二度目の警告も無視した結果、空から降ってきた火の塊によって、王員外は邸宅も財産もすべてを失うこととなってしまった。

以上が本条のあらましである。かつての宋朝の中心地で金に従い、鬼神や宋朝の威光を畏敬しない漢人の悲惨な末路からは、やがては宋朝が不敬な金を駆逐するということを示唆しているかと思われる。正隆年間初めという時期設定が、注（4）で述べたように宋金関係の悪化が始まる時期であることも、この示唆を強める効果を与えている。

最後に本条の舞台となった地について言及しておきたい。本条の舞台は繰り返しとなるが魏であり、その設定効果は宋との連続性にある。だが史料上、この地には注（10）で述べた閼伯廟が存在していたことが示されている。まず『春秋左氏伝』襄公九年条に「陶唐氏之火正閼伯、居商丘。」とあるように、閼伯は商丘（北宋期の応天府）に居したとされる。そして『揮塵後録』巻一には「太祖皇帝草昧日、客遊睢陽、醉卧閼伯廟、夢中覺有異、既醒、焚香殿上、取木环玑以卜平生、自裨將至大帥皆不應、遂以九五占之、玑盤旋空中、已而大契、太祖益以自負。後以歸德軍節度使建國號大宋、升府曰應天。」とあり（睢陽は現在の商丘市内）、張方平もまた閼伯廟に言及しつつ、商丘は古の宋の地であり、

また本朝発祥の地であるとしている（『樂全集』卷二六、論祠廟事）。すなわち、宋代の商丘に閼伯廟が存在していたことは同時代人に広く知られていたと言える。

このことを以て本条の舞台を積極的に商丘に比定することはできない。また、この閼伯廟と本条の火星廟が完全に一致するかも疑問だが、注（10）でも挙げたように近い存在であることは疑いえないだろう。つまり本条冒頭にて「魏」を出すことで宋朝の中心地であることを連想させ、本条末尾にて火星廟（閼伯廟）の名前を出すことで商丘や宋朝の発祥地を連想可能とさせている。そもそも本条に地名が一切登場しなかったとしても、逸話の構造としては問題なく成立する。だがあえて登場させることによって「宋対金」の構造を強める効果を狙ったと思われる。

【キーワード】

熒惑真君、火神、火星廟、火徳、正隆年間、納粟補官、華北の漢人、宋朝の威光

むすびにかえて

本稿では、『夷堅志』支志のテキストに関する一考察と、『夷堅志』支甲巻第一に所収の五話に関わる訳注稿の成果の紹介に止まったが、最後にこの五話に基づいた史的研究活用への便をはかるための一覧表を表2として呈示しておきたい。

表2 『夷堅志』の史的研究活用に向けた一覧表

標題	内容関連キーワード	登場人物	地域	時期	提供者	出典
樓煩道中婦人	保（堡）、難姓、婦人（女性）、素衣高髻、邸舎、保伍、自誣、州曹掾、天祐、掛け言葉、朽木の怪、地方の裁判制度、旅、交通、孝、倫理観、墓、胥吏の実態、検屍、村民レベルでの儒教受容	村民の難言 若い婦人 曹掾の明生 知州	嵐州 宜芳県 飛鳶堡 樓煩県	金初？	朱從竜	支甲巻1
普光寺僧	普光寺、行童（童行）、化士（化主）、瘍医、驢馬への現世における変身 転生応報譚、寺僧、驢馬	行童の元暉 元暉の父、王大 寺僧 瘍医の孔彦璋	恩州 武城県	金初？	朱從竜	支甲巻1
劉將軍	金占領下の華北、旱魃、祈雨、泰山信仰、竜神、夢、劉豫、地方長官、天人相関説（天譴）	劉將軍	泰安軍	皇統2年 (1142)	朱從竜	支甲巻1
河中西巖龍	祈雨、仏僧、竜、賜額、道士、旱魃、天帝、雨乞いの儀礼、竜の化身、地方長官	知府の李金吾 西巖寺の僧の 慈恵	河中府	皇統年間 (1141-1149)	朱從竜	支甲巻1
宋中正	熒惑真君、火神、火星廟、火徳、正隆年間、納粟補官、華北の漢人、宋朝の威光	富民の王員外 士人の宋中正 熒惑真君	魏 開封府？ 応天府？	正隆年間 (1156-1161)	朱從竜	支甲巻1

表2は、各逸話の標題、内容関連キーワード、登場人物、逸話の舞台となった地域、時期、話題の提供者、出典を整理したものである。『夷堅志』の全容把握に向けては、まだまだ情報量は余りにも少ないが、今後更に拡充していく予定である。またさらには、本稿での『夷堅志』支志のテキストに関する一考察を契機として、諸本の照合作業による成果も生み出していきたいと考えている。

『夷堅志』所収の逸話が、我々のこうした研究成果により、より多くの中国史研究者に活用していただけることになったとしたならば幸甚である。

- (すえ たかし…日本大学生物資源科学部教授)
- (こじま ひろゆき…東京大学大学院経済学研究科講師)
- (つだ ともひさ…国士館大学文学部講師)
- (うめむら なおき…北海道大学大学院文学研究科准教授)
- (むらた がく…神田外語学院アドミッション&コミュニケーション部)
- (シヨン部)

- 1 この共同研究プロジェクトは、須江隆を研究代表者として立ち上げられ、平成三十一年度から令和四年度の四年間にわたり、科学研究費補助金基盤研究(B)の助成を受けることになった。
- 2 須江隆・榎並岳史「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて(一)」『人間科学研究』第一八号、二〇二一年三月刊行予定)を参照。
- 3 本共同研究プロジェクトで、『夷堅志』支志に着目した理由や意義については、前掲注2の拙稿を参照していただきたい。

4 大家秀高「明代後期における『夷堅志』とその影響」(伊原弘・静永健編『南宋の隠れたベストセラー「夷堅志」の世界」勉誠出版、二〇一五年所収)、胡紹文『夷堅志』版本研究(『大理学院学報』第一卷第二期、二〇〇二年)、張祝平『夷堅志』的版本研究(『古籍整理研究学刊』二〇〇三年第二期)、潘超『夷堅志』編纂と諸版本の研究(二〇一七年度九州大学博士論文)下篇第四章『夷堅志』後十志の版本と定本の形成」、同『夷堅志』の編纂と記事提供者―『夷堅支志』を中心として(『中国文学論集』第四五号、二〇一六年)。

5 愛宕松男「洪邁夷堅志逸文拾遺」(『愛宕松男東洋史学論集』第二卷(中国 社会文化史)、三二書房、一九八七年(初出は一九六五年))。

6 『新刻夷堅志』は、台湾故宫博物院所蔵本(旧北平図書館所蔵本)のマイクロフィルムが国立国会図書館に所蔵されている。また、マイクロフィルムをスキャンした画像が、台湾国家図書館古籍与特蔵文献資源(<http://hoo.kncu.edu.tw/NCLSearch/>、二〇二一年二月二十八日最終確認、以下同)を通じて公開されており、本稿ではここで公開画像に基づいて論じている。この『新刻夷堅志』は、国立公文書館内閣文庫にも二部所蔵されており(旧紅葉山文庫本および高野山釈迦院旧蔵本)、両書は明・万曆二十九年(一六〇一年)の唐氏世徳堂刊本である。旧紅葉山文庫本については、川島優子「明代の白話小説と『夷堅志』」(前掲注4『南宋の隠れたベストセラー「夷堅志」の世界』所収)に巻一の封面および巻首の写真が掲載されており、これを見ると封面に「辛丑冬月/夷堅志/唐氏世徳堂梓」と刻されていることがわかる。一方の高野山釈迦院旧蔵本については、渡辺健哉氏によると、封面はなく改装されているとのことである。同様に台湾故宫本のデジタル画像にも封面がない。目録上も刊年の明示がなく、「明萬曆間姚江呂胤昌校刊本」と書かれているので、実際に封面を欠いているものと考えられる。詳細は後放を俟ちたいが、少なくとも巻首画像の比較からは、旧紅葉山文庫本と台湾故宫本は同系統のものであると推定される。張元済は「無刊版年月」の呂胤昌校刊本を校訂に用いたということなので、このように封面を欠いたものを参照したのである。

他方、前掲注4の胡論文では、中国国家図書館に所蔵されている『新刻夷堅志』について紹介しており、その書誌事項には次のようにある。

明万曆年間刻本。『新刻夷堅志十卷』全書共十冊。北京図書館蔵。十二行二十四字、一一・二×一一・五センチ。原題「宋鄱陽洪邁著、明姚江呂胤昌校、繡城唐晟定」訂の誤か・唐果次。

ただし、全国古籍普查登記基本數據庫(<http://202.96.31.78/xlsworkbench/publish/>)の書誌記述では、「明書林唐晟刻本、七冊、存七卷(一至三、五至

七、九）となっており、中国国家図書館 OPAC では同じ本について「七冊、十一行二十四字、白口、四周单边」と記述する。内閣文庫本と台湾故宫本は毎半葉十二行なので、OPAC の最新の書誌記述を信じるならば、北京本は完本ではない上、同名異版である可能性がある。

⁷ 洪邁の「夷堅志景序」によれば、曾祖父（洪炳）の諱を避けて支丙を支景にしたという。

⁸ 前掲注 4 潘超『「夷堅志」編纂と諸版本の研究』を参照。

⁹ 「黄丕烈跋文」（中華書局本『夷堅志』「諸家序跋」所収）に「余所藏宋刻、有夷堅支甲、一至三三卷、七八兩卷、皆小字棉紙者。夷堅支壬、三至十共八卷、夷堅支癸、一至八共八卷、皆竹紙大字者。」とあって、宋刻本の存在が確認される。

¹⁰ 前掲注 4 潘超『「夷堅志」編纂と諸版本の研究』を参照。

【付記】

本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けた史料性及び全容の解明と情報ツールの構築」（JSPS 科研費 JP19H01325）による研究成果の一部である。